

改憲手続法の制定に反対する

自民・公明両党は、「日本国憲法の改正手続に関する法律案」を今国会に提出した。日本国憲法の平和主義を排して日本を戦争のできる国に改めようとする憲法改悪のために提出されたこの法案は、その目的のみならず、民主的な手続きという観点からもきわめて問題の多いものと言える。

第一に、公務員や教育者が国民投票運動を行うことを「地位を利用した運動を禁止する」として、意見の表明を事実上制限する内容となっている。

第二に、有効投票の過半数の賛成で改憲が実現できるとすることにより、改憲派に有利なものとなっている。

第三に、国会での発議から投票までの期間が「60日以降、180日以内」と著しく短く、十分な国民的討論を妨げるものとなっている。

第四に、改憲発議にあたって衆参議員で構成される広報協議会は、国会議席数を考慮して構成するとしており、与党に有利になっている。

日本科学者会議は、科学の成果を人類の平和的共存に生かすという会の活動目的から、全国で「憲法9条フォーラム」を開催し、日本国憲法が世界平和を発展させ、日本の平和と安全を守るための「源泉」であることを、学問的立場から明らかにしてきた。日本科学者会議は、現憲法の改悪につながるだけでなく、以上のような問題点を含んでいる改憲手続法を制定することに断固反対する。

2006年5月28日

日本科学者会議第37回定期大会